

／令和4年4月より／

宇都宮市重度心身障がい者医療費助成制度の

対象者を拡大します！

- 本市では、心身に重度の障がいのある方の医療に係る経済的負担を軽減し、健康の保持増進を図るため、保険診療に係る医療費の自己負担額を助成する「宇都宮市重度心身障がい者医療費助成制度」を実施しています。
- 令和4年4月診療分から、「精神障がい者保健福祉手帳1級」をお持ちの方も医療費の助成が受けられるようになります。

◇ 助成を受けるためには…「重度心身障がい者医療費受給資格者証」が必要です！

Q1 『重度心身障がい者医療費助成制度』
ってなあに？



A 心身に重度の障がいのある方を対象に、病気やけがで健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費の自己負担分を宇都宮市が助成する制度です。

Q2 有効期限はあるの？



A あります。精神保健福祉手帳と同じ有効期限が設定されています。手帳の等級が変更になった場合は注意が必要です。

Q3 どうやって利用するの？



A 栃木県内の医療機関における保険診療の自己負担分の窓口払いが基本的に不要になりますので、医療機関を受診する際には、「重度心身障がい者医療費受給資格者証」と「健康保険証」をご提示ください。（現物給付方式）
※公費負担医療が優先されますので、特定医療費（指定難病）助成制度、自立支援医療（更生医療・精神通院医療）制度等の該当者は、該当の受給者証を併せて提示してください。



令和4年4月
診療分から
医療費助成が
受けられます！

Q4 申請方法は？



●令和4年4月1日時点で受給資格要件を満たす精神障がい者の方

A 3月上旬以降、順次「重度心身障がい者医療費受給資格申請書兼同意書」をご自宅に送付します。申請書が届いたら、必要事項を記入し、①ご本人の健康保険証の写し、②ご本人名義の普通預金通帳の写しを添えて、障がい福祉課へ郵送してください。申請内容を確認し、受給資格者証を送付します。

●精神障がい者保健福祉手帳の新規申請や更新申請中の方

A 精神障がい者保健福祉手帳を交付する際、対象者の方には申請書を記入していただき、受給資格者証を交付いたします。

重度心身障がい者医療費受給資格者証	
公費番号	81090011
受給者番号	
受給資格者	住所
	氏名
	生年月日
受給資格取得年月日	
対象医療機関および対象医療範囲	【栃木県内医療機関のみ現物給付】 【保険診療のみ対象】 公費負担医療の受給資格者証をお持ちの方は、該当受給資格者証の提示をあわせて行ってください。
宇都宮市長	
この資格者証は、ご本人の健康保険証に添えて医療機関の窓口へ提示してください。	

見本



※健康保険が適用にならないもの（健康診断料、予防接種代、薬の容器代、文書料）及び食事療養費については助成対象外となります。

※「重度心身障がい者医療費受給資格者証」の提示がない場合や栃木県外の医療機関受診の場合は、窓口にて料金をお支払いください。後日、「重度心身障がい者医療費助成申請書」に領収書を添えて市役所に提出することにより、医療費が指定口座に振り込まれます。（償還払い方式）

～ 問い合わせ先 ～

宇都宮市 保健福祉部 障がい福祉課 福祉サービスG
TEL 028-632-2361・2362・2363